

「第4期多摩市障害福祉計画」(素案)に関するパブリックコメント実施要領

1	けんめい 1 件名	「第4期多摩市障害福祉計画」(素案)に関するパブリックコメント(市民意見)募集
2	もくてき 目的	<p>「第4期多摩市障害福祉計画」を策定するにあたり、以下2点を目的としてパブリックコメントを実施する</p> <p>(1) 広くその内容を公表し、市民の意見を募ることにより、市民の参画の機会を保障する</p> <p>(2) 提出された意見を考慮して、第4期多摩市障害福祉計画原案を決定すること</p>
3	じぎょうないよう 事業内容	<p>平成27年度から平成29年度までの3年間における各年度の自立支援給付や地域生活支援事業等のサービス見込量を示す第4期多摩市障害福祉計画について、策定市民委員会、部会及び庁内での検討を重ねながら素案を作成した。</p> <p>今回のパブリックコメントを踏まえて計画原案(案)を決定する。</p> <p>策定された計画は、関係行政機関をはじめ市民、あるいは事業者等の関係団体と連携して推進する。</p>
4	しりょうないよう 資料内容	(1) 第4期多摩市障害福祉計画(素案)
5	こうひょう 公表 ほうほう 方法 えつらんばしょ (閲覧場所)	<p>(1) 市役所1階障害福祉課</p> <p>(2) 市役所第二庁舎1階行政資料室</p> <p>(3) 市内各図書館</p> <p>(4) 多摩センター駅出張所</p> <p>(5) 永山・関戸各公民館</p>

		<p>(6)市内各コミュニティセンター</p> <p>(7)公式ホームページ</p> <p>(8)総合福祉センター</p> <p>(9)健康センター</p>
6	対象者	<p>市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等(多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」等)</p>
7	意見募集期間	<p>平成26年12月19日(金曜)～平成27年1月9日(金曜)まで(3週間)</p>
8	意見の提出方法及び提出先	<p>タイトル「第4期多摩市障害福祉計画」(素案)への意見、住所、氏名及び意見を記入し、以下のいずれかの方法で提出(1月9日(金曜)必着)</p> <p>(1)郵送</p> <p>(2)ファクシミリ</p> <p>(3)公式ホームページのインターネット手続き</p> <p>(4)図書館本館、多摩センター駅出張所及び永山公民館の意見投函箱</p> <p>(5)市役所1階障害福祉課へ直接持参</p> <p>〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 多摩市健康福祉部障害福祉課</p>
9	意見の取扱い及びおおよびおとうおん答方法について	<p>公平性を確保するため、個別の対応はせず、意見募集期間終了後、全ての意見について整理した上で、市の考え方を付したものを、平成27年1月20日頃に行行政資料室及び公式ホームページ等で公表する。</p>
10	その他	<p>(1)ファクシミリの場合は、送信後に要電話連絡</p> <p>(2)インターネット手続きの場合、送信後4日以内に受領メールが届かない</p>

ときは要連絡^{ようれんらく}

(3) 意見^{いけん} 募集^{ぼしゅう} 期間中^{きかんちゅう}、本件^{ほんけん} に関する^{かんする} 「市政^{しせい} への提言^{ていげん}」などは、
パブリックコメント^{ぱぶりっくこめんと}として取り扱い^{とりあつかい}、原則^{げんそく}として個別回答^{こべつかいとう}はしない。

(4) 電話^{でんわ}、口頭^{こうとう}での意見^{いけん}は、パブリックコメント^{ぱぶりっくこめんと}として取り扱^{とりあつか}わない。

(5) 意見^{いけん}は、住所^{じゅうしょ}・氏名^{しめい}を除^{のぞ}き、公表^{こうひょう}する場合^{ばあい}あり